



広島県報

号外
第52号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示
土砂災害警戒区域等の指定(三件)……………(砂防室)……………

告示

広島県告示第三百四十九号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

区域の名称	土砂災害警戒区域
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十三年政令第84号)で定める事項	土砂災害特別警戒区域

六(一)地区	惣引谷C(六三三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六(一)地区	惣引谷C(六三三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑畑E(二九三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桑畑E(二九三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
惣引谷(六三三六)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	惣引谷(六三三六)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二(五九三九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二(五九三九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷原町惣引谷三三三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	郷原町惣引谷三三三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九(二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九(二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
惣引谷A(五九三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	惣引谷A(五九三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二(五九三九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二(五九三九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷原町惣引谷三三三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	郷原町惣引谷三三三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神田A(二九二四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神田A(二九二四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
惣引谷E(二九二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	惣引谷E(二九二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三(二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三(二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
惣引谷D(二九二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	惣引谷D(二九二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神田二二二八(〇五〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神田二二二八(〇五〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神田B(二九五五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神田B(二九五五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡条一九四六(〇七〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	岡条一九四六(〇七〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡条B(二二七三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	岡条B(二二七三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡条A(二二七三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	岡条A(二二七三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七三三地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	七三三地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
空城五五八(六三九四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	空城五五八(六三九四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

地区 土休川 (六 隣 a)	区 土休川 (六二) 地	区 山田川 (六一) 地	地区 森池川 (一五 c)	地区 森池川 (一五 b)	地区 森池川 (一五 a)	区 坂根川 (一一) 地	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 i) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 j) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 k) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 l) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 m) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 n) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 o) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 p) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 q) 地区	地区 畑道川 (四四隣 b)	隣 a) 地区 畑道川支川 (四四)	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	
地区 土休川 (六 隣 a)	区 土休川 (六二) 地	区 山田川 (六一) 地	地区 森池川 (一五 c)	地区 森池川 (一五 b)	地区 森池川 (一五 a)	区 坂根川 (一一) 地	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 k) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 j) 地区					四隣 西長谷川支川 (四 四隣 g) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 f) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 e) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 d) 地区	四隣 西長谷川支川 (四 四隣 c) 地区	地区 畑道川 (四四隣 b)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流					土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり					次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

地区 松原川 (六四〇六)	五) 地区 野呂山川 (六四〇)	区 大谷川 (一七) 地	三) 地区 東大積川 (五〇〇)	地区 大積川 (二四隣 f)	地区 大積川 (二四隣 e)	地区 大積川 (二四隣 d)	隣 c) 地区 大積川支川 (二四)	隣 b) 地区 大積川支川 (二四)	隣 a) 地区 大積川支川 (二四)	地区 大積川支川 (二四)	地区 大積川 (二三 b)	地区 大積川 (二三 a)	一) 二) 地区 中二タ瀬川 (六四)	一) 〇) 地区 上二タ瀬川 (六四)	九) 地区 大積山川 (六四〇)	〇) 二) b) 地区 下二タ瀬川 (五〇)	〇) 二) a) 地区 下二タ瀬川 (五〇)	地区 土休川 (六二 隣 b)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり	次の図の とおり
地区 松原川 (六四〇六)	五) 地区 野呂山川 (六四〇)		三) 地区 東大積川 (五〇〇)	地区 大積川 (二四隣 f)		地区 大積川 (二四隣 d)	隣 c) 地区 大積川支川 (二四)	隣 a) 地区 大積川支川 (二四)	地区 大積川支川 (二四)				一) 二) 地区 中二タ瀬川 (六四)	一) 〇) 地区 上二タ瀬川 (六四)		〇) 二) b) 地区 下二タ瀬川 (五〇)	〇) 二) a) 地区 下二タ瀬川 (五〇)	地区 土休川 (六二 隣 b)
土石流	土石流		土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流				土石流	土石流		土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県呉地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六條第一項及び第八條第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

松原川（六四〇六） 隣地区	土石流	次の図の とおり	松原川（六四〇六） 隣地区	土石流	次の図のとおり
上相ヶ谷川（六四〇七） 地区	土石流	次の図の とおり	上相ヶ谷川（六四〇七） 地区	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷川（六四〇八） 地区	土石流	次の図の とおり	相ヶ谷川（六四〇八） 地区	土石流	次の図のとおり

土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
家政（一九九八） 地区	家政（一九九八） 地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 一地区	家政（一九九八） 一地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 一地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 二地区	家政（一九九八） 二地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 二地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 三地区	家政（一九九八） 三地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 三地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 四地区	家政（一九九八） 四地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 四地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 五地区	家政（一九九八） 五地区	急傾斜地の崩壊	家政（一九九八） 五地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

家政（一九九八） 六地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 六地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 七地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 七地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 八地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 八地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 九地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 九地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 一〇地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 一〇地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 一一地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 一一地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家政（一九九八） 一二地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	家政（一九九八） 一二地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦（一〇〇一） 隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	石畦（一〇〇一） 隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦（一〇〇一） 隣三地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	石畦（一〇〇一） 隣三地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦E（一〇〇一） 七地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	石畦E（一〇〇一） 七地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦E（一〇〇一） 七隣一地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	石畦E（一〇〇一） 七隣一地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦E（一〇〇一） 七隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	石畦E（一〇〇一） 七隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五隣一地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五隣一地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五隣二地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五隣三地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五隣三地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五隣四地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五隣四地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木門田A（二〇〇七） 五隣五地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	木門田A（二〇〇七） 五隣五地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
実角（一九九五） 地区	急傾斜地の崩壊	次の図の とおり	実角（一九九五） 地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第三百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

Table with 5 columns: 西吉井谷川(七八)地区, 土石流, 次の図のとおり, 西吉井谷川(七八)地区, 土石流, 次の図のとおり. It lists various river sections and their corresponding maps for disaster prevention.

Table with 5 columns: 区域の名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類, 区域の名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類, 区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項. It details specific disaster zones, their names, causes, and related legal provisions.

地区 上組川 (四三六e)	地区 上組川 (四三六d)	地区 上組川 (四三六c)	地区 上組川 (四三六b)	地区 上組川 (四三六a)	地区 小原川 (二二隣)	区 小原川 (二二) 地	b) 地区 新庄南川 (一〇二)	a) 地区 新庄南川 (一〇二)	地区 新庄南川 (一〇二)	地区 新庄川 (二〇〇f)	地区 新庄川 (二〇〇e)	地区 新庄川 (二〇〇d)	地区 新庄川 (二〇〇c)	地区 新庄川 (二〇〇b)	地区 新庄川 (二〇〇a)	宮の前川 (九七) 地区	区 大本川 (九六) 地	地区 スベリ谷川 (九五)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	地区 上組川 (四三六d)	地区 上組川 (四三六c)		地区 上組川 (四三六a)	地区 小原川 (二二隣)	区 小原川 (二二) 地	b) 地区 新庄南川 (一〇二)	a) 地区 新庄南川 (一〇二)	地区 新庄南川 (一〇二)		地区 新庄川 (二〇〇e)	地区 新庄川 (二〇〇d)	地区 新庄川 (二〇〇c)	地区 新庄川 (二〇〇b)	地区 新庄川 (二〇〇a)	宮の前川 (九七) 地区	区 大本川 (九六) 地	地区 スベリ谷川 (九五)
	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

地区 赤坂 (八一八〇)	地区 赤坂 (八一七九)	八) 地区 長者ヶ原 (八一七)	七) 地区 長者ヶ原 (八一七)	五) 地区 長者ヶ原 (八一七)	四) 地区 長者ヶ原 (八一七)	四) 地区 長者ヶ原 (八一六)	三) 地区 長者ヶ原 (八一六)	三) a) 地区 長者ヶ原 (八一六)	地区 長者ヶ原 (八一六)	〇) 地区 長者ヶ原 (五〇一)	地区 鈴谷 (五〇〇九b)	地区 鈴谷 (五〇〇九a)	a) 地区 鈴谷 (五〇〇八隣)	地区 鈴谷 (五〇〇八)	b) 地区 正田川 (八五二)	a) 地区 正田川 (八五二)	地区 道山川 (四三四)	五) 地区 早戸二組川 (四三)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
地区 赤坂 (八一八〇)		八) 地区 長者ヶ原 (八一七)	七) 地区 長者ヶ原 (八一七)	五) 地区 長者ヶ原 (八一七)	四) 地区 長者ヶ原 (八一七)	四) 地区 長者ヶ原 (八一六)	三) b) 地区 長者ヶ原 (八一六)	三) a) 地区 長者ヶ原 (八一六)	地区 長者ヶ原 (八一六)	〇) 地区 長者ヶ原 (五〇一)	地区 鈴谷 (五〇〇九b)	地区 鈴谷 (五〇〇九a)	a) 地区 鈴谷 (五〇〇八隣)	地区 鈴谷 (五〇〇八)	b) 地区 正田川 (八五二)	a) 地区 正田川 (八五二)	地区 道山川 (四三四)	五) 地区 早戸二組川 (四三)
土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

隣) 鈴谷(五〇〇九 a) 地区	赤坂(八一八〇隣) 地区	b) 鈴谷(五〇〇八隣) 地区	長者ヶ原(八一七四隣) 地区	b) 新庄南川(一〇二二隣) 地区	江木(八二五隣) 地区	c) 正明寺川(九四隣) 地区	b) 正明寺川(九四隣) 地区	a) 正明寺川(九四隣) 地区	道上(八三二) 地区	江木(八二五) 地区	早戸(八二〇五) 地区	六) 長者ヶ原(八二四六) 地区	赤坂(八一八五) 地区	赤坂(八一八四) 地区	赤坂(八一八三 b) 地区	赤坂(八一八三 a) 地区	赤坂(八一八二) 地区	赤坂(八一八二) 地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
隣) 鈴谷(五〇〇九 a) 地区	赤坂(八一八〇隣) 地区			b) 新庄南川(一〇二二隣) 地区	江木(八二五隣) 地区	c) 正明寺川(九四隣) 地区		a) 正明寺川(九四隣) 地区	道上(八三二) 地区	江木(八二五) 地区	早戸(八二〇五) 地区	六) 長者ヶ原(八二四六) 地区	赤坂(八一八五) 地区	赤坂(八一八四) 地区	赤坂(八一八三 b) 地区	赤坂(八一八三 a) 地区	赤坂(八一八二) 地区	赤坂(八一八二) 地区
土石流	土石流			土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

赤坂(八一八四隣) 地区	土石流	次の図のとおり	赤坂(八一八四隣) 地区	土石流	次の図のとおり
赤坂(八一八五隣) 地区	土石流	次の図のとおり	赤坂(八一八五隣) 地区	土石流	次の図のとおり